

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年11月4日まで縦覧に供する。

平成21年9月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年9月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人高松芸術文化市民協議会

村井 博美

高松市丸亀町7番地10

3 定款に記載された目的

この法人は、地域の文化は私たち市民共有の財産であり、長い歴史と恵まれた自然の中で培われてきた豊かな文化を引き継ぎ、新しい文化を創り出す必要があるとの認識のもと、市民自らが文化を育て、楽しみ、広げるための様々な事業を行い、行政や企業とのパートナーシップの形成を推進し、もって、芸術文化振興に寄与することを目的とする。